

ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

平成 26 年

夏 号

2014 No. 75



特集

風水害から身を守る



内閣府（防災担当）
Cabinet Office, Government of Japan

日本の火山

Vol. 30

北海道

たいせつざん

大雪山

北海道の屋根



大雪山の旭岳 (気象庁 提供)

北 北海道の中央に位置する大雪山は、最高峰の旭岳（2291m）、北海岳、黒岳など20以上の山々を有する火山群の総称で、「北海道の屋根」とも形容される。

大雪山の中央部にある直径約2kmの御鉢平カルデラは、約3万年前の大噴火で生まれた。そのカルデラの南西方にある旭岳は大雪山の中で最も若い火山で、現在の山頂部は約5000年前までに形成されている。3000〜2000年前に、旭岳の西側が崩壊し、馬蹄形の地獄谷火口が生じた。さらに、1000年前から水蒸気爆発が頻発し、姿見池などの小火口群が形成されている。旭岳で起こった最新の水蒸気噴火は約250年前以降で、地獄谷火口からは現在も噴気が上がっている。ただし、最近3000年間には顕著なマグマ噴火は発生していない。

大雪山の山々が属する大雪山国立公園は約23万haの面積をもつ日本最大の国立公園であり、その広大な自然環境の中では、貴重な動植物が生息している。短い夏には、残雪の白、ハイマツの緑、そして高山植物の花々が美しいコントラストを描く。また、大雪山の紅葉は日本一早いと言われ、9月中旬に山々は赤や黄の色彩に彩られる。

大雪山

火山噴火予知連絡会により活火山に指定されている火山。気象庁により噴火予報（平常）が発表中である（4月8日現在）。

CONTENTS

- 2 日本の火山 Vol. 30
大雪山（北海道）
- 4 **特集**
風水害から身を守る
- 8 Disaster Management News——防災の動き
・避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）について
・地区防災計画ガイドラインについて
・南海トラフ地震防災対策の推進について
・首都直下地震対策の推進について
・「水害サミット」代表の皆様が古屋防災担当大臣を来訪
- 17 **特集 2**
第3回国連防災世界会議の準備が本格化
- 18 Disaster Report——災害報告
平成26年2月の豪雪災害の状況について
- 20 「楽しみながら、しっかり学ぶボウサイ」を始めよう！ 第1回
漫画で、災害時の知恵や工夫を学ぶ
NPO 法人プラス・アーツ
- 21 防災 Q & A [保育園・幼稚園・学校の防災対策]
マニュアルを作り定期的に訓練もしていますが、防災対策はこれでいいのか不安です。
危機管理教育研究所 危機管理アドバイザー
国崎 信江
一日前プロジェクト 第30回
- 22 防災リーダーと地域の輪 第19回
私たちは未来の防災戦士
宮城県 気仙沼市立階上（はしかみ）中学校



第29回 防災ポスターコンクール 防災担当大臣賞

小学5・6年生の部
宮城県美里町立青生小学校6年
結城 遥（ゆうきはるか）さん

受賞者の声

今回は防災担当大臣賞という素晴らしい賞をいただき、とてもうれしい気持ちでいっぱいです。この作品で一番難しかったのは、がけの崩れ落ちる感じを表現するところでした。

災害の予想をこえるおそろしさを絵にしました。次に工夫した点は、メインの岩の顔です。擬人化し、はく力が出るように自分の顔をかみでうつして描きました。私の描いたポスターが多くの人に見てもらえると嬉しいです。

風水害から 身を守る

平成25年10月、台風第26号によって
大きな被害を受けた東京都大島町（写真 アフロ）

昨年の夏は大雨や竜巻等による災害が発生し、全国各地で大きな被害をもたらしました。今年もこれから風水害が多く発生する季節です。今まで被害がなかったからといって、油断は禁物です。平常時にこそ、風水害が発生した時に何が必要か、どのように行動すべきかを考え、準備することが大切です。日頃の備えを十分に行うことが、風水害の被害を抑えます。

大雨による災害

日本は季節の変わり目に梅雨前線や秋雨前線が停滞し、しばしば大雨となります。また、7月から10月にかけては、日本に接近・上陸する台風も多くなります。傾斜が急な山や川が多い日本では、前線や台風によって毎年のように川の氾濫や土砂災害などが発生し、人々の生活や命が脅かされています。

昨年、6月から8月にかけて、梅雨前線が九州から本州付近に停滞し、九州から東北にかけて大雨が降りました。特に、島根県、山口県、秋田県、岩手県等で記録的な豪雨となり、家屋の倒壊、土砂災害などが発生、死者・行方不明者17名という被害をもたらしました（平成25年10月7日現在。内閣府「梅雨期における大雨等による被害状況について」）。

また、10月には大型で強い勢力の台風第26号が伊豆諸島北部を通過、東京都大島町では、狭い範囲に猛烈な雨が数時間降り続けました。この記録的な大雨により、流木を伴う大規模な土砂災害が発生、死者・行方不明者が39名にのぼっています（平成25年11月25日現在。内閣府「平成25年台風第26号による被害状況等について」）。

大雨による災害から身を守る

大雨や台風から身を守るためには、情報の収集が大切です。台風や大雨は、いつ、どこで、どのくらいの強さで発生するか、ある程度予想することができ、気象庁はそうした情報を「防災気象情報」として発表しています。テレビ、ラジオ、気象庁のホームページなどで最新の防災気象情報を収集するように心掛け、時間を追って段階的に発表される「注意報」や「警報」を活用して、早め早めの安全確保行動をとるようにしましょう。

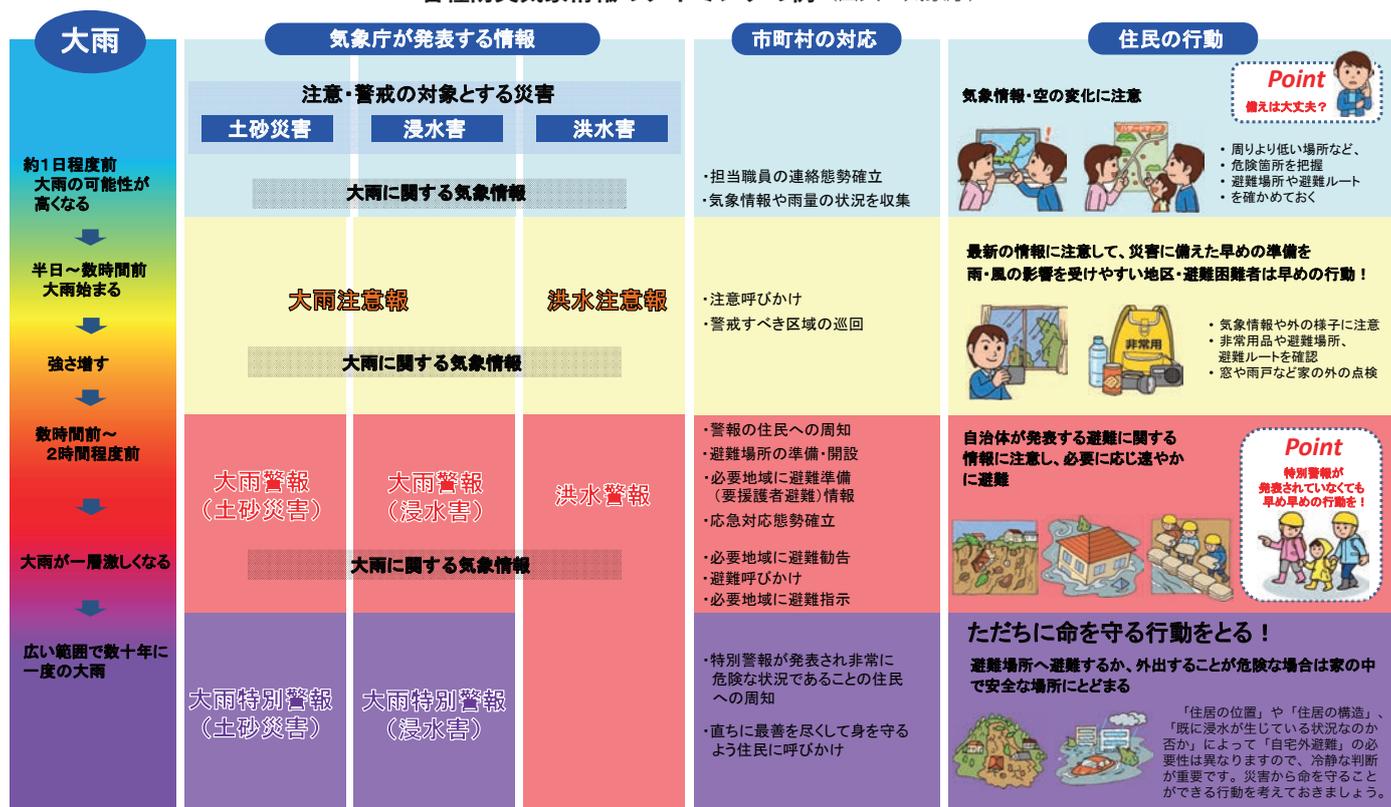
また、気象庁は警報や注意報に先立ち、「大雨に関する気象情報」や「台風に関する気象情報」を発表しています。天気予報やニュースで「気象庁では大雨（台風）に関する情報を出して警戒を呼びかけている」という言葉が流れたら、その後の気象情報に注意して下さい。

日頃の備え

台風や大雨の備えとして、強い風や雨が始まる前におくべきことがあります。日頃から次のような備えをしておきましょう。

- ・懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品、衣類、非常用食品、飲料水など、非常持ち出し品を

各種防災気象情報のタイミングの例 (出典 気象庁)



- ・土砂災害の危険度が非常に高まったときは、都道府県と共同で「土砂災害警戒情報」を発表します。
- ・防災上重要な河川については、国土交通省または都道府県と共同で「指定河川洪水予報」を発表します。
- ・数年に一度の猛烈な雨を観測した場合には「記録的短時間大雨情報」を発表します。

局地的大雨や集中豪雨への注意
 最近では、ごく狭い範囲に短時間で強い雨が降る「局地的大雨」や

激しい雨が数時間にわたって降り続く「集中豪雨」などによって引き起こされる災害も増えていきます。こうした雨は狭い地域に限られ突発的に降るため、発生の予測は難しく、突然状況が変わります。特に、屋外では次のような場所は、急激に水が流れ込んだり、増水したりして危険です。少しでも異常を感じたら、早めの避難をお願いします。

市町村から避難勧告・避難指示が発令されたら、安全なルートで避難場所へすぐに避難して下さい。避難勧告・避難指示が発令されていなくても、危険な場所にいる場合、避難に時間がかかる場合は、早めに自主的に避難して下さい。

避難の時の注意

- ・市町村が作成しているハザードマップで、危険箇所や避難場所を確認する
- ・瓦、アンテナ、雨樋、プロパンガス容器などの屋外設置物が、風に飛ばされないようにしっかりと固定されているか確認する
- ・水の流れをスムーズにするために、側溝、排水路を掃除する



平成20年7月、兵庫県神戸市灘区のと賀川が局地的大雨によって急激に増水。親水公園で水遊びをしていた子どもたちなどが流され、5人が亡くなった。(写真提供：神戸市)

じたら避難しましょう。

- ・ 地下街などの地下施設
- ・ 住居の地下室、地下ガレージ
- ・ 道路のアンダーパス
- ・ 川原、中洲、親水公園
- ・ 下水道管、用水路

大雨による土砂災害

大雨の時に注意しなければなら
ない災害の一つが、土砂災害です。
日本は国土の約7割が山地や丘陵
のため、大雨、台風、地震等により
しばしば土砂災害が発生します。土
砂災害には次の3種類があります。

1. **がけ崩れ**
斜面の地表に近い部分が、雨水
の浸透や地震等でゆるみ、突然崩
れ落ちる現象
2. **土石流**
山腹や川底の石、土砂が長雨や
集中豪雨等によって、一気に下流
へと押し流される現象
3. **地すべり**
斜面の一部あるいは全部が地下
水の影響と重力によって斜面下方
に移動する現象

全国でこうした土砂災害が発生
する恐れのある危険箇所は、実に
約52万箇所にのぼります。全国の
土砂災害の発生は、年平均約10

00件に達します (http://www.
mlit.go.jp/river/bousai/saigai/pdf/
h25/h25_overview.pdf)。

土砂災害は一瞬にして多くの人
命や財産を奪う危険な災害で、し
かも予測の難しい災害です。土砂
災害から身を守るためには、どの
ようにすべきでしょうか。

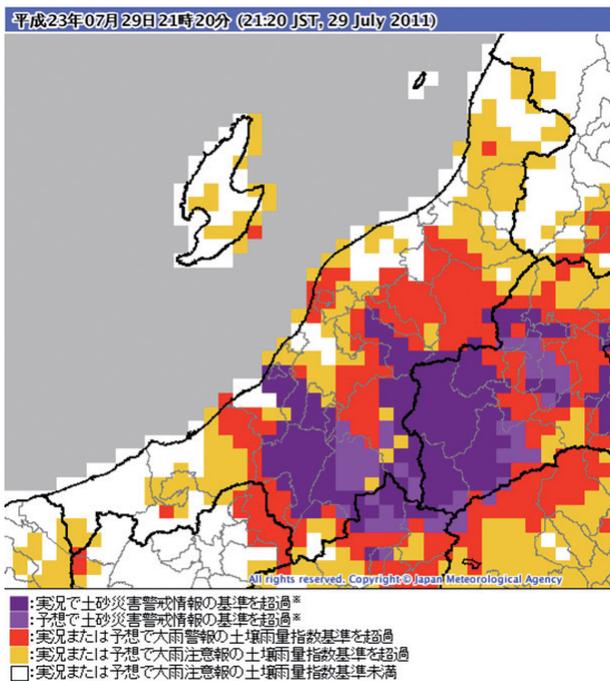
危険な場所を知る

土砂災害が発生する危険性のあ
る地区は、「土砂災害危険箇所」も
しくは「土砂災害警戒区域」に指
定されています。国土交通省砂防
部のホームページ (http://www.
mlit.go.jp/river/sabo/link_dosya_
iken.html) や自治体に問い合わせ
て確認して
おきましょう。

雨に注意 する

雨が降り
出したら
「土砂災害
警戒情報」
に注意しま
しょう。土
砂災害警戒
情報は土砂
災害の危

土砂災害警戒判定メッシュ情報の例
(新潟県の府県ページ) (出典 気象庁HP)



険性が高まったときに都道府県と
気象庁が共同で発表します。土砂
災害警戒情報は、テレビ、ラジオ、
防災無線、気象庁や各都道府県の
砂防部局のホームページなどでも
確認できます。都道府県によつて
は、携帯電話等に土砂災害警戒情
報を自動送信するサービスを提供
している場合もあります。

また、都道府県と気象庁は、土
砂災害警戒情報を補足する情報
として、市町村内のより詳しい
危険度がリアルタイムで分か
る「土砂災害警戒判定メッシュ
情報」(http://www.jma.go.jp/
doshamesh/) 等を提供しており、
各都道府県と気象庁のホームペー

ジで確認することができます。
土砂災害警戒情報が発表された
ときには、市町村では、土砂災害
警戒区等のうち、これらのメッシュ
情報で危険度が高まっている領域
に対して避難勧告などの発令が検
討されます。

前兆現象を知る

土砂災害には、前兆現象が現れ
ることがあります。前兆現象に気
づいたら、直ぐに周囲の住民や自
治体などに連絡し、避難しましよ
う。

がけ崩れの主な前兆現象

- ・ がけにひび割れができる
- ・ 小石がパラパラと落ちてくる
- ・ がけから水が湧き出る

土石流の主な前兆現象

- ・ 山鳴りがする
- ・ 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める
- ・ 腐った土の匂いがある

地すべりの主な前兆現象

- ・ 地面がひび割れ・陥没
- ・ がけや斜面から水が噴き出す
- ・ 井戸や沢の水が濁る

竜巻による災害

竜巻は、発達した積乱雲に伴う
強い上昇気流によって発生する激

しい渦巻きです。その直径は、数十メートルから数百メートルにおよぶものもあり、非常に早いスピードで数キロメートル以上にわたって移動することがあります。竜巻は、台風や寒冷前線、低気圧に伴って、季節を問わず全国各地で発生していますが、特に積乱雲が発生しやすい台風シーズンの9月、10月に集中的に発生しています。

昨年は9月2日に埼玉県さいたま市から茨城県坂東市にかけて竜巻が発生し、負傷者67名、全壊13棟、半壊38棟など、埼玉県越谷市や千葉県野田市を中心に大きな被害をもたらしています。被害の範囲は長さ19キロメートル、幅約300メートルでした（平成25年10月7日現在。内閣府「9月2日及び4日の竜巻等による被害状況等について」）。

竜巻発生時の兆しを知る

気象庁は、竜巻等による激しい突風が予想されるときに、「竜巻注意情報」を発表しています。竜巻注意情報は、気象庁のホームページ、テレビ、ラジオ、自治体のメールサービス等から入手できます。また、気象庁は、「竜巻が今にも発生する（または発生している）可能性の程度」を推定する「竜巻発

生確度ナウキャスト」を発表しています。竜巻等が発生しやすい地域の詳細な分布と発生確度を10分ごとに更新・提供しています。気象庁のホームページの他、携帯電話サイトでも提供されており、屋外で活動する際の利用も可能です。特に、建設現場、人が大勢集まる野外イベント、テントの使用や、子ども、高齢者を含む野外活動など、安全確保にある程度の時間を要する場合には、あらかじめ気象情報に注意する必要があります。

竜巻注意情報が発表され、次のような変化が現れてきたら、直ぐに安全な場所に避難して下さい。

竜巻が発生する兆し

- ・ 雷鳴や雷光が見える
- ・ 急に冷たい風が吹く
- ・ 大粒の雨や「ひょう」が降る
- ・ 黒い雲の底が漏斗状に垂れ下がる
- ・ 物やごみ等が巻き上げられ飛んでくる
- ・ 「ゴーツ」という音がする
- ・ (気圧の変化により) 耳に異常を感じる

竜巻が接近したときの退避行動

竜巻の恐ろしさは、巻き上げられた物が猛スピードで飛んでくることです。そうした飛散物の直撃を受けると、命を落としたり重傷を負ったりします。竜巻が接近したときは次の退避行動をとって下さい。

屋内の退避行動

- ・ 雨戸、窓、カーテンを閉める
- ・ 家の1階で中心部に近い、窓

屋外の退避行動

- ・ 浴槽や机の下など、頑丈な物の影に入り、両腕で頭と首を守る
- ・ コンクリート製の頑丈な屋内に避難する
- ・ 頑丈な構造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる
- ・ ※橋や陸橋の下、車庫、物置、プレハブには避難しない



(出典 内閣府・気象庁)

風水害から身を守るためには、日頃からの備えが大切です。これからの季節、気象情報には十分気をつけ、雨の降り方に注意しましょう。自治体が準備しているハザードマップに目を通し、家族との連絡方法、身近な危険箇所、安全な避難場所を確認しておきましょう。

避難勧告等の判断・伝達 マニュアル作成ガイドライン (案)について

内閣府防災は、水害、土砂災害、高潮津波による災害のおそれがあるときに市町村が発令する避難勧告等の指針となる「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」について、学識経験者や地方公共団体、国の関係機関の意見を聞いて全面的な見直しを実施し、4月8日、都道府県を通じて市町村に通知しました。その概要をご紹介します。

1. 改定の経緯

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は、平成17年に策定されましたが、その後も洪水や土砂災害において、避難行動の問題や避難の遅れ等により、依然として多くの犠牲者が出ていたことや、東日本大震災等の災害を受けて、平成25年に災害対策基本法が改正され、住民等の円滑かつ安全な避難の確保に関わる事項が充実しました。また、土砂災害警戒情報の提供、指定河川洪水予報の見直し、気象警報等の市町村単位での発表、特別警報の運用開始など、防災気象情報の改善や新たな情報の提供が行われました。これらを踏まえ、ガイドラインの見直しを実施することとなりました。

2. 改定のポイント

ガイドラインの改定の主なポイントは次の通りです。

(1) 「避難」に関する

考え方をあらためて整理

○避難は、「災害から命を守るための行動」であることをあらためて定義した

○従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとした

○従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとした

・立ち退き避難：指定避難場所や近隣の高い建物等の安全な場所へ移動する避難行動

・屋内安全確保：屋内に留まる安全確保行動

○災害種別毎に、命を脅かす危険性がある事象、立ち退き避難が必要な区域の考え方を示した(図1「水害の対象区域と避難行動の例」)

・水害：大きな河川の堤防沿い、山間の川の流れが速いところの川岸、浸水深が深いところ(平屋家屋で床上浸水、2階建てで2階以上等)、地下・半地下部分、ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するところ

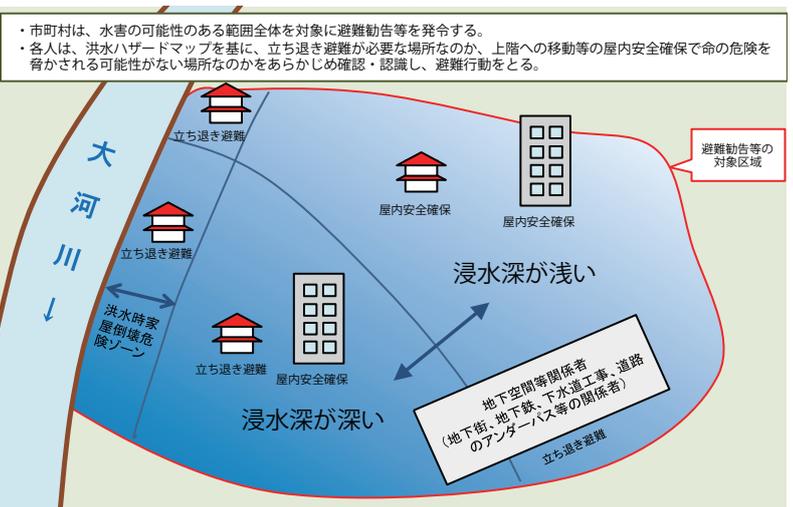
・土砂災害：土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域等

・高潮災害：高潮により浸水が想定されるところ

○市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とした

・避難が必要な状況が夜間・早朝となる

図1 河川において避難勧告等の対象とする区域と避難行動について



(2) 避難勧告等の判断基準を

わかりやすく設定

○避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示し、判断のために参照する情報を具体的に示した(図2)(図3)

【避難勧告の判断基準の設定例】

水害：はん濫危険水位に到達 等

土砂災害：土砂災害警戒情報の発表 等

高潮災害：高潮警戒の発表 等

(津波災害は警戒等が出れば全て避難)

図3 川の防災情報の表示例(流域平均雨量)



図2 防災情報提供システムの表示例(注意報・警報等)



【参照する情報】
 気象情報：防災情報提供システム
 (気象庁)
 難指示)

- 河川の水位等：川の防災情報(国土交通省)等
- 避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を求める相手を明確にした
 【助言を求める相手】
 管区・地方気象台、国土交通省河川事務所等、都道府県の県土整備事務所等
- 市町村の防災体制の考え方を例示
 【防災気象情報と防災体制の例(土砂災害の場合)】
 大雨注意報：連絡要員を配置し、気象状況を見守る体制
 大雨警報：首長等が発令し、避難勧告の発令が判断できる体制
 土砂災害警戒情報：防災対応の全職員が発令等
- 住民が避難行動を認識してもらう仕組みを提案
 【(4) 住民が避難行動を認識してもらう仕組みを提案】
 ○住民は、自宅等にどの災害のリスクがあり、避難勧告等が発令された場合にど

図4 災害・避難カードの記載イメージ：
 ○○市○○町○○丁目○番○号

災害	避難行動	注視する情報	危険な状況
A川	自宅2階	○○観測所雨量	○○mm
B川	○○避難場所	○○水位観測所	○. ○m
土砂災害	無し		
津波	無し		
高潮	無し		

3. 今後の予定
 ガイドライン(案)は、平成26年度から試行しますが、避難勧告等の基準を検討するには防災関係機関との調整が必要であることから、市町村に対して、1~2年を目処に見直しを求めることとしていきます。また、試行期間を経た後、運用実態等を見ながら、必要に応じてガイドライン(案)を修正する予定です。

○災害・避難カード(建物毎に避難が必要となる災害と避難方法を記しておくカード)(図4)

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(平成26年度) http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2014.html
 内閣府政策統括官(防災担当) 調査・企画担当

地区防災計画ガイドライン について

図表1 防災計画の体系

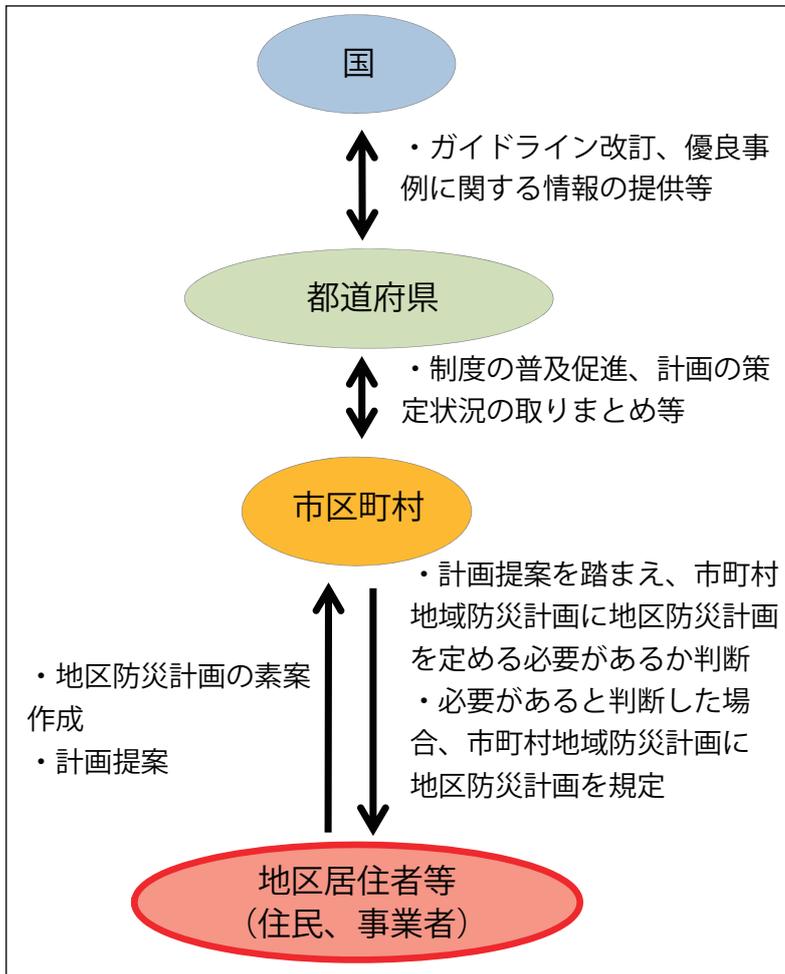
(内閣府(2014)「地区防災計画ガイドライン」より)

防災計画－計画的防災対策の整備・推進

- ・中央防災会議 : 防災基本計画
- ・指定行政機関・指定公共機関 : 防災業務計画
- ・都道府県・市町村防災会議 : 地域防災計画
- ・市町村の居住者・事業者 : 地区防災計画

図表2 地区防災計画制度の全体像

(内閣府(2014)「地区防災計画ガイドライン」より)



平

成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

内閣府は、地区居住者等が地区防災計画を作成するための手順や方法、「計画提案」する際の手続等を説明した「地区防災計画ガイドライン」を公表しました。

1 地区防災計画制度の創設

我が国は、これまで多くの自然災害に見舞われてきましたが、近年は、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が懸念されています。

このような災害に対応するため、従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である「防災基本計画」と、地方レベルの都道府県及び市町村の「地域防災計画」を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました(図表1参照)。

しかし、平成23年3月の東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみ

あわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識され、自助・共助による防災活動が注目されるようになりました。

その教訓を踏まえて、平成25年6月の災害対策基本法の改正では、自助及び共助に関する規定が追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進する観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。同制度は、平成26年4月1日から施行されました(図表2参照)。

図表3 地区防災計画制度の特徴
(内閣府(2014)「地区防災計画ガイドライン」概要より)

地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

地区防災計画は、**地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画**であり、**地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画**です。また、地区居住者等による**計画提案制度が採用されていることもボトムアップ型の一つの要素**です。

地区の特性に応じた計画

地区防災計画は、**都市部のような人口密集地、郊外、海側、山側、豪雪地帯、島嶼部等あらゆる地区を対象にしており、各地区の特性(自然特性・社会特性)や想定される災害等に応じて、多様な形態をとることができるように設計**されており、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ(地区)の範囲、計画の内容等は**地区の特性に応じて、自由に決めることができます**。

継続的に地域防災力を向上させる計画

地区防災計画については、単に計画を作成するだけでなく、**計画に基づく防災活動を実践し、その活動が形骸化しないように評価や見直しを行い、継続することが重要**です。

図表4 計画提案のイメージ
(内閣府(2014)「地区防災計画ガイドライン」より)



2 地区防災計画制度の特徴

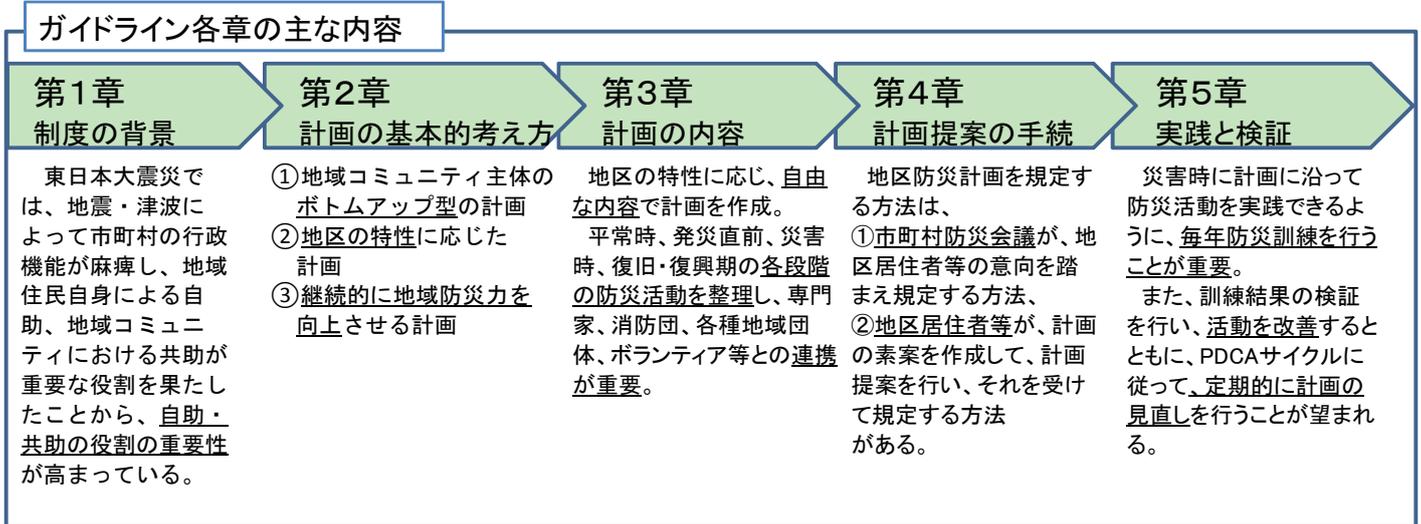
「地区防災計画制度」の特徴は、①地区居住者等を主体としたボトムアップ型の計画であるほか、②地域のことに詳しい地区居住者等が作成する「地区の特性に応じた計画」であり、③計画を作成するだけでなく、計画に基づく防災活動が実際に実践され、定期的な評価や見直しが行われ、その活動が継続的に実施されること(継続性)を重視しています(図表3参照)。

3 計画提案制度の採用

「地区防災計画制度」では、住民参加に

よるボトムアップ型の手法の一つとして、地区居住者等による計画提案の仕組みを採用しています。
具体的には、地区防災計画を定める方法として、①市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定する場合のほか、②地区居住者等が、市町村防災会議に対して地区防災計画を定めることを提案することができるとしています。この②が「計画提案」です。なお、市町村防災会議には、計画提案に対する応諾義務が課せられています(図表4参照)。

図表5 ガイドライン各章の主な内容



4

地区防災計画
ガイドラインの概要

「地区防災計画制度」は、平成26年4月に施行されましたが、それに先立ち、内閣府では、パブリックコメントを経て、地区居住者等による計画作成等の促進を目的とした「地区防災計画ガイドライン」を作成しました（図表5参照）。

このガイドラインは、これから地区防災計画の作成を検討している地区居住者等が、地区防災計画を作成するための手順や方法、「計画提案」の手續等について説明しています。

「地区防災計画制度」では、地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することが可能であり、地区の過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を行い、活動主体の目的やレベルにあわせて、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要です。

また、平常時、発災直前、災害時、復旧・復興期の各段階で想定される防災活動を整理することが重要であるほか、行政関係者、学識経験者等の専門家のほか、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携が重要になります（図表6参照）。

そのためには、地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動体制を構築し、自助・共助・公助の役割分担を意識しつつ、平常時に地域コミュニティを維持・活性化するための活動、地域で大切なことや災害

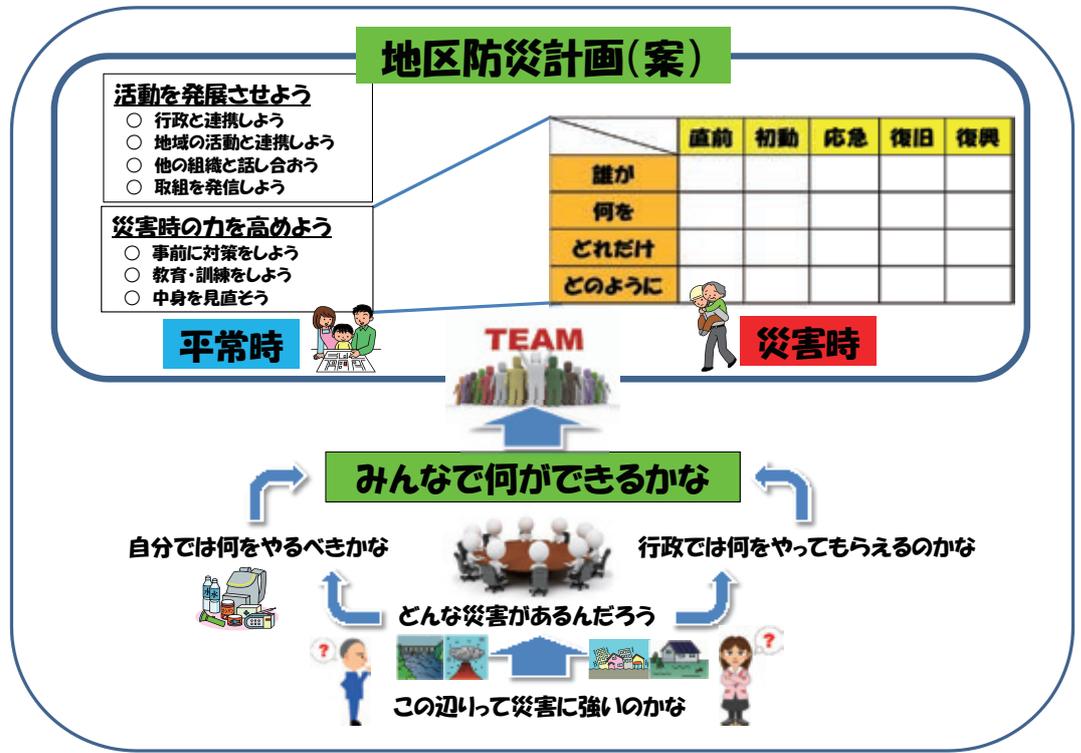
図表6 防災活動の例

(内閣府(2014)「地区防災計画ガイドライン」より)

①平常時	②発災直前	③災害時	④復旧・復興期
<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練、避難訓練(情報収集・共有・伝達訓練を含む) 活動体制の整備 連絡体制の整備 防災マップ作成 避難路の確認 指定緊急避難場所、指定避難場所等の確認 要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 食料等の備蓄 救助技術の取得 防災教育等の普及啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・共有・伝達 連絡体制の整備 状況把握(見回り・住民の所在確認等) 防災気象情報の確認 避難判断、避難行動等 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 出火防止、初期消火 住民間の助け合い 救出及び救助 率先避難、避難誘導、避難の支援 情報収集・共有・伝達 物資の仕分け・炊き出し 避難所運営、在宅避難者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進
・消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携			

図表7 地域コミュニティを維持するためのプロセス

(内閣府(2014)「地区防災計画ガイドライン」より)



時にその大切なことを妨げる原因等について整理し、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」等について地区防災計画に規定することが重要になります(図表7参照)。

さらに、地区居住者等が、災害時に実際に地区防災計画に規定された防災活動を実

画制度」を活用して、行政と連携して、地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できることは、地域防災力の向上につながるほか、平常時・災害時等を通じた地域コミュニティにおける住民の生活や事業者の活動等の維持・活性化につながります。

一方、地域コミュニティにおいて、①

5 最後に

発災時に、地区居住者等が、「地区防災計画」を提案する等定期的に見直しを行うことが望まれます。

施できるように、市町村等と連携して、毎年防災訓練を行うことが重要であり、防災訓練の結果については、専門家も交えて検証を行い、地区居住者等が、その課題を把握し、活動を改善することが重要です。

そして、防災訓練の検証結果等を踏まえ、PDCAサイクルに従って、毎年の市町村地域防災計画の見直しと連動する形で、地区居住者等が計画の見直し案を提案する等定期的に見直しを行うことが望まれます。

人的なネットワーク、②お互い様の意識(規範・互酬性)、③相互の信頼関係等が構築されている場合には、共助による活動が盛んであり、防災や復興にも良い影響があるともいわれています。このような要素を中心として、「ソーシャル・キャピタル」という用語が使われますが、この「ソーシャル・キャピタル」を促進することによって、日頃の地域コミュニティにおける良好な関係を維持することが、いざというときに地域コミュニティにおいて効果的な防災活動を実施することにつながります。

また、防災活動をきっかけとして共助による活動が活発化し、地域コミュニティの良好な関係を構築する可能性もあります。

今後、地区防災計画制度が、地域コミュニティの維持・活性化を通して、地区の実情に応じたきめ細かいまちづくりや被害想定に基づくまちの復興を事前に考えておくこと(事前復興)等にも寄与することが期待されます。

〈地区防災計画制度については、以下のホームページを御覧ください〉
<http://www.chikubousai.go.jp/guideline.pdf>

内閣府(防災担当)普及啓発・連携担当参事官室
 西澤雅道・筒井智士

南海トラフ地震防災対策の推進について

南海トラフ沿いで発生する地震に対し
ては、これまで東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて「東海地震対策大綱」、「東南海・南海地震対策大綱」等の諸計画を策定し、個別に対策を進めてきました。しかしながら、最新の科学的知見を踏まえ、①南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震の同時発生を想定する必要があること、②東日本大震災の教訓から科学的に想定し得る最大規模の地震・津波を想定する必要があることを考慮し、政府は、南海トラフ地震対策を推進するため、平成24年8月および平成25年3月に被害想定等を公表したほか、平成25年5月には具体的な対策を「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」として取りまとめました。また、同年11月に、南海トラフ地震による災害から国民の生命や財産を保護することを目的として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」といいます。）が議員立法により改正・成立し、同年12月に施行されました。

この南海トラフ法に基づいて、政府は、平成26年3月、震度6弱以上の地域や津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等を「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定（1都2府26県707市町村）するとともに、これらの地域のうち、津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域等を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」（以下「特別強化地域」といいます。）として指定（1都13県139市町村）しました。このうち、特別強化地域においては津波からの避難を確保するために必要な避難場所及び避難経路の整備や、集団移転促進事業等について、国の負担割合の嵩上げや許可要件の緩和等の特別措置が設けられています。

また、政府は、国の南海トラフ地震に対する基本的方針や施策等を定める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を中央防災会議において決定しました。基本計画（※）では、超広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生すること、避難を必要とする津波の到達時間が数分という極めて短い地域が存在すること、その被害は甚大となること等といった南海トラフ地震の特徴を踏まえ、南海トラフ地震防災対策の基本となる方針を、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民など様々な主体が連携し、計画的かつ速やかに、ハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策を推進することとしたうえで今後10年間で達成すべき減災目標として、死者数を概ね8割、建物被害を概ね5割減少させることを掲げるとともに、具体的な施策、その施策の目標及び達成期間を設定しています。

（※）基本計画のほか、南海トラフ地震対策関連の資料等は、内閣府のホームページ（<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>）に掲載しています。

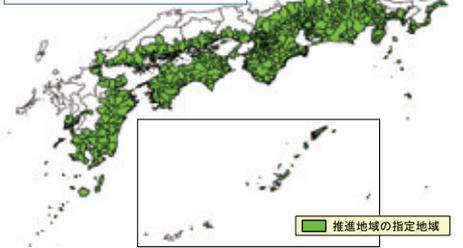
また、基本計画に基づき、地方公共団体等において、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「津波避難対策緊急事業計画」が作成されるとともに、民間の施設管理者等において「南海トラフ地震防災対策計画」が作成されることとなります。内閣府においては、これらの計画が速やかに作成されるよう、必要な助言などの支援や本計画の適切なフォローアップを行ってまいります。

また、南海トラフ地震を想定した防災訓練を地方公共団体等と連携して実施することを予定しているなど、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民などが一体となった南海トラフ地震対策の推進を図っていくこととしています。

内閣府政策統括官（防災担当） 防災計画担当

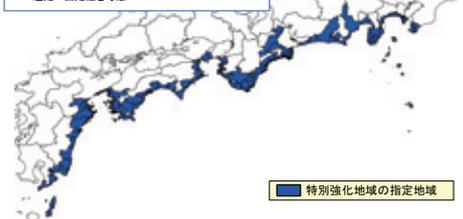
南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要
 ○震度6弱以上の地域
 ○津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
 ○防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

指定基準の概要
 ○津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 ○特別強化地域の候補市町村に採られた沿岸市町村
 ○同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
 ※浸水率、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波経路の困難性を考慮



首都直下地震対策の 推進について

首都地域は、政治中枢や行政中枢、経済中枢といった首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集しており、首都直下地震が発生した場合、災害応急対策に不可欠な政治・行政中枢機能や、我が国における経済中枢機能などの首都中枢機能の継続性の確保が課題となります。また、人的・物的被害や経済被害は、甚大なものになると予想され、その軽減は、我が国の存亡に関わる喫緊の課題です。

政府は、東日本大震災の教訓から、最新の科学的知見に基づき見直した首都直下地震の被害想定及び対策を平成25年12月に公表しました。また、同年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、議員立法により首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行されました。

この法律に基づいて、政府は、平成26年3月、震度6弱以上の地域や津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等を「首都直下地震緊急対策区域」として指定（1都9県310市区町村）するとともに、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（以下、基本計画といえます。）及び「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」として「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」を閣議決定しました。

首都直下地震緊急対策推進基本計画（※）

は、首都直下地震対策の基本的な方針として主に以下の点を掲げています。

- ・首都中枢機能の業務継続体制の構築とそれを支えるライフライン及びインフラの維持
- ・あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策、膨大な数の避難者・帰宅困難者対策等
- ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による社会全体での首都直下地震対策の推進
- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

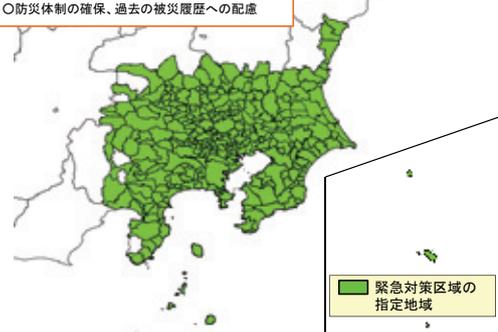
政府業務継続計画（首都直下地震対策）（※）は、首都直下地震発生時に、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、発災時においても政府として維持すべき必須機能を定め、これに該当する中央省庁の非常時優先業務を円滑に実施することができよう、一週間外部から庁舎への補給なしで、職員が交代で非常時優先業務を実施できる体制を目指す、執行体制、執務環境等を確保することとし

維持、執行体制、執務環境等を確保することとし

首都直下地震緊急対策区域の指定

指定基準案の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



ています。

（※）基本計画及び政府業務継続計画のほか、首都直下地震関連の資料等は、内閣府のホームページ（<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/index.html>）に掲載しています。

今後、基本計画に基づき、地方公共団体において、「首都中枢機能維持基盤整備等計画」、「地方緊急対策実施計画」及び「特定緊急対策事業推進計画」が作成されることとなります。内閣府においては、これらの計画が速やかに作成されるよう、必要な助言などの支援を行うとともに、基本計画に基づく地震防災戦略を別途定め、定量的な目標等を示す予定としており、基本計画や地震防災戦略の適切なフォローアップを行っていきます。また、首都直下地震を想定した防災訓練を地方公共団体と連携して実施し、災害応急体制を構築しておくなど、国、地方公共団体、事業者などが一体となった首都直下地震対策の推進を図っていくこととしています。

政府の業務継続体制については、各省庁において、政府業務継続計画に基づき、それぞれの省庁業務継続計画を改定するなどにより、業務継続体制を構築していくこととしています。

内閣府政策統括官（防災担当）

防災計画担当

「水害サミット」代表の皆様が 古屋防災担当大臣を来訪



古屋大臣と来訪された「水害サミット」代表の皆様

我が国では、各地で水害が起きてきましたが、被災した市町村の経験や課題がその他の市町村において、十分共有されていると言えるでしょうか。

「水害サミット」とは、平成14年以降に大きな水害を受けた4つの自治体（新潟県三条市、見附市、福井県福井市、兵庫県豊岡市）が中心となり、全国の水害被災地の市区町村長が被災時の経験や反省、防災への提言などについて率直に意見交換を行うという主体的な取組です。平成17年より開催され、平成19年には、こうした市区町村長や職員の失敗経験や反省に学んだ教訓を自治体の視点から集約した「防災・減災・復旧被災地からおくるノウハウ集」が刊行されました。

このたび、この冊子の改訂版が発刊されたことから、「水害サミット」の代表市長の皆様が古屋防災担当大臣を来訪され、概略をご説明いただきました。

この改訂版は、序論として、災害時に自治体トップがなすべきこと11か条を挙げています。以下にその内容を紹介しますが、いずれも被災現場で困難に直面した自治体の方々の「生の教訓」が感じられる、貴重な示唆に富んだものとなっております。

災害時に自治体トップがなすべきことは……

1. 「命を守る」ということを最優先し、避難勧告を躊躇してはならない。
2. 判断の遅れは命取りになる。何よりもまず、トップとして判断を早くすること。
3. 人は逃げないものであることを知っておくこと。人間の心には、自分に迫りくる危険を過小に評価して心の平穏を保とうとする強い働きがある。災害の実態においても、心理学の実態においても、人は逃げ遅れている。避難勧告のタイミングはもちろん重要だが、危険情報を随時流し、緊迫感をもった言葉で語る等、逃げない傾向を持つ人を逃げる気にさせる技を身につけることはもっと重要である。
4. ボランティアセンターをすぐに立ち上げる。ボランティアは単なる労働力ではない。ボランティアが入ってくことで、被災者も勇気づけられる、町が明るくなる。
5. トップはマスコミ等を通じてできる限り住民の前に姿を見せ、「市役所（町村役場）も全力をあげている」ことを伝え、被災者を励ますこと。自衛隊や消防の応援隊がやってきたこと等をいち早く伝えることで住民が平静さを取り戻すこともある。住民はトップを見ている。
6. 住民の苦しみや悲しみを理解し、トップはよく理解していることを伝えること。苦しみと悲しみの共有は被災者の心を慰めるとともに、連帯感を強め、復旧のばねになる。
7. 記者会見を毎日定時に行い、情報を出し続けること。情報を隠さないこと。マスコミは時として厄介であるし、仕事の邪魔になることもあるが、情報発信は支援の獲得につながる。明るいニュースは、住民を勇気づける。
8. 大量のごみが出てくる。広い仮置き場をすぐに手配すること。畳、家電製品、タイヤ等、市民に極力分別を求めること（事後の処理が早く済む）。
9. お金のことは後で何とかなる。住民を救うために必要なことは果敢に実行すべきである。とりわけ災害発生直後には、職員に対して「お金のことは心配するな。市長（町村長）が何とかする。やるべきことはすべてやれ」と見えを切ることも必要。
10. 忙しくても視察は嫌がらずに受け入れること。現場を見た人たちは必ず味方になってくれる。
11. 応援・救援に来てくれた人々へ感謝の言葉を伝え続けること。職員も被災者である。職員とその家族への感謝も伝えること。

出典「防災・減災・復旧 被災地からおくるノウハウ集」（改訂版）

第3回国連防災世界会議の 準備が本格化

特集

2015年3月に仙台市で開催される第3回国連防災世界会議に向けた、国連・国・地元における現在の準備状況について、ご紹介します。

本年3月、国連では全世界5地域から各2カ国、さらに開催国である日本を加え、計11カ国からなるビューロー（幹事国会合）が立ち上がりました。以後、ビューローにおいて世界会議の構成や兵庫行動枠組（Hyogo Framework for Action: HFA）の後継枠組の策定手法などについて議論が行われています。

日本政府は、学識経験者、防災関係機関、仙台市、東北4県等の委員で構成される、第3回国連防災世界会議に係る国内準備会合を立ち上げ、①ポスト兵庫行動枠組の策定に向けた我が国の提案内容、②東日本大震災から得られた教訓や、防災技術・ノウハウ等の我が国の知見の発信内容、③東日本大震災からの復興の発信内容、被災地の復興の発信内容等について、助言を得つつ、検討しているところです。

世界会議開催地の仙台市では、本体会議の開催支援、関連事業・歓迎事業の実施、地元歓迎機運の醸成、仙台・東北地域の魅力発信等を積



現在建設中の新コンベンション施設（仙台市提供）

極的に行うことを目的として、仙台・東北の自治体・学術界・政府・経済界等により構成される第3回国連防災世界会議仙台開催実行会議が4月17日に立ち上がりました。同委員会は、シャトルバス運行や宿泊センター等の本体会議支援、被災地へのスタディ・ツアー、シンポジウム・セミナー等の関連事業の企画・調整、地元主催歓迎事業など、様々な準備を進めています。

全世界的な取組として、地域プラットフォーム（会合）があり、本年4月から7月にかけて、中央アジア地域、

アフリカ地域、米州、大洋州、アラブ地域、ヨーロッパの各地域において、現行HFAの取組を総括し、HFAの後継枠組に向けた議論が行われています。

日本が属するアジア地域では、本年6月にアジア防災閣僚級会議がバンコクで開催される予定です。同会議は、ポストHFAに向けてアジア地域としての発

更には、2015年には、HFAの後継枠組だけでなく、「持続可能な開発目標（SDGs）」の議論や、「ミレニアム開発目標（MDGs）」の後継枠組など、国際的に大きな枠組が相次いで策定される予定ですが、その中でもHFAの後継枠組は先行して策定される予定です。このため、第3回国連防災世界会議の成果が他の国際的な枠組の策定に良い影響を与え、それぞれの枠組が協調し、世界の防災の取組がより一層効果的に推進されるようにすることが重要です。

以上の通り、国連・国・地元ともに会議開催に向けた準備がいよいよ本格化してきました。政府としては、国際連合、仙台市・東北4県・地元経済界、その他関係機関との緊密な協力の下、全府省庁一体となって、今後も会議の準備を進めて行きます。



内閣府防災の準備室の様子（中央合同庁舎第8号館）

信内容を検討する重要な機会です。また、7月にはジュネーブで国連主催の第1回国連準備会合が予定されています。

これに向け、日本政府としては、ポストHFAの策定に向けた日本としての提案や、我が国の防災に関する知見や復興の取組内容などにつ

国内災害

平成26年2月の豪雪災害の
状況について

平成26年2月の豪雪災害

平成25年11月末から平成26年3月にかけては、日本海側の降雪量は北日本の山沿い等を除いて全般に平年を下回ったところが多く、特に北陸地方の平地では平年を大きく下回りました。一方で、2月上旬と中旬にそれぞれ1度、低気圧が発達しながら日本の南岸を通過し、太平洋側では広い範囲で大雪となりました。特に、2月14日から16日にかけては、関東甲信地方を中心に過去の最深積雪の記録を大幅に上回る記録的な大雪に見舞われました。

(被害状況)

この平成25年11月末からの大雪では、主に屋根の雪下ろし等、除雪作業中の事故等で死者93人及び負傷者1764人の人的被害が発生しました。また、住家被害については、住家全壊17棟、住家半壊50棟、住家一部破損758棟等の被害が発生しました。特に、2月14日からの大雪では、山梨県や長野県の一部の地域などで、約6000世帯以上が孤立したほか車両の立ち往生などが多数発生しました。

(関係省庁災害対策会議等の開催)

政府では、降雪前の2月14日に、関係省庁災害警戒会議を開催し、古屋内閣府特命担当大臣（防災）から国民の皆様に対して、不急の外出を控えて早期に帰宅することなどを呼びかけるとともに、関係省庁に対して、除雪の体制確保、交通障害への対応に万全を期すことなどを確認しました。これを踏まえ、関係省庁において、除雪、救助、物資輸送などを行うとともに、2月16日には関係省庁災害対策会議を開催し、被害状況や対応状況を確認しました。

(豪雪非常災害対策本部等の
設置及び総理指示)

2月18日、集落の孤立が3日を超える事態が生じていることを踏まえ、安倍内閣総理大臣の指示により、災害対策基本法に基づき、古屋内閣府特命担当大臣（防災）を本部長とする「平成26年（2014年）豪雪非常災害対策本部」を格上げ設置しました。

同日開催した第1回本部会議において、安倍内閣総理大臣は関係省庁に対し、①今後

孤立による凍死等による犠牲者を一人も出さないこと。
② 自衛隊

の人員やヘリ等の装備の体制を大幅に強化するとともに、警察、消防、国交省の関係機関が連携し、次の降雪にも備えて、最大限の総力を挙げて、除雪等の対応を加速させること。
③ 電気、ガス、水道などのライフラインの復旧や道路の通行確保に努め、国民生活の早期改善に全力を挙げることを指示しました。

また、山梨県に亀岡内閣府大臣政務官を本部長とする非常災害現地対策本部を、群馬県及び埼玉県に内閣府参事官（防災担当）を室長とする政府現地災害対策室をそれぞれ設置し、災害応急対策に係る連絡調整等を行いました。

その後も豪雪非常災害対策本部会議を計8回開催し、非常災害現地対策本部及び政府現地災害対策室とのテレビ会議による被害状況等の聴取及び意見交換、関係省庁における対



豪雪非常災害対策本部第1回本部会議（官邸4階大会議室）

応・支援状況等についての情報共有を行いました。

県を訪問し、被災地を調査するとともに、若手農業者等と意見交換を実施しました。

町、2月18日に群馬県内1市、山梨県内3市町、2月21日に山梨県内2市村、それぞれに適用されました。

(内閣総理大臣の現地調査及び

政府調査団の派遣)

2月17日には、亀岡内閣府大臣政務官(防災)を団長とする政府調査団を山梨県へ派遣し、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、被災現場の調査を実施しました。その後も西村内閣府副大臣及び井上環境副大臣を団長とする政府調査団を東京都及び山梨県へ、西村内閣府副大臣を団長とする政府調査団を埼玉県、長野県及び群馬県へそれぞれ派遣し、被害・対応状況の把握を行いました。

さらに4月12日には、災害により被災したぶどう園等、果樹栽培の復旧・再生の取組み等を把握するため、安倍内閣総理大臣が山梨

(支援策)

具体的な支援として、宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県及び静岡県からの災害派遣要請に基づき、延べ4900名余りの自衛隊員が人命救助や物資輸送などを実施しました。また、警察庁延べ6800名余り、消防防災ヘリ10航空隊13機による救出・救助活動などを実施したほか、国土交通省のTEC-FORCEを延べ340名余り派遣し除雪作業の支援等を実施しました。

また、災害救助法が、2月15日に長野県内4市町、群馬県内1市、山梨県内16市町村、2月17日に群馬県内7市町村、埼玉県内7市

災害救助法の適用を踏まえ、2月26日、今冬期の大雪により甚大な被害を受けた地方公共団体(計49団体)に対して、3月に定例交付すべき特別交付税の一部を繰り上げて交付しました。

このほか、被災農業者支援対策として、2月24日、「今冬豪雪による被災農業者への支援対策について」を公表し、①災害関連資金の無利子化、②農業用ハウス等の再建・修繕への助成、③共同利用施設への助成、④果樹の改植への助成、⑤被災農業法人等の雇用の維持のための支援、を実施しました。

(以上、4月30日現在(支援策は3月4日現在))



被災圃場において説明を受ける安倍総理大臣
(山梨県勝沼町菱山地区)



孤立集落の被害状況の説明を受ける西村副大臣
(群馬県南牧村堂所(どうどこ)地区)



被災した農業ハウス(山梨県甲州市塩山地区)



上空から見た被害状況(山梨県上空)

「楽しみながら、しっかり学ぶボウサイ」を始めよう！

NPO 法人プラス・アーツ

東日本大震災以降、防災教育の重要性はますます高まってきています。このページではNPO 法人プラス・アーツが開発してきた、「子どもたちと楽しく防災を学ぶ」プログラムやツールの紹介と、活用現場のレポートを併せて掲載していきます。

第1回 漫画で、災害時の知恵や工夫を学ぶ

●東日本大震災の体験から生まれた防災教育教材

「とっさのひとこと」

大地震が起きた後、「津波が来るぞー！」と、近所の人たちが避難しています。一方、家の中ではお母さんが「大事な食器、割れちゃった…」と座り込んでいます。焦っている男の子はお母さんの服を引っ張って言います。「○○○○」。



防災教育教材「とっさのひとこと」は、このような災害時の状況を3コマ漫画で表現し、3コマ目のセリフを空白にしています。漫画を読み進めながら、描かれている状況を理解し、最後に「自分だったらどんなことを言うか」を考えます。こうしたプロセスが、災害時にとるべき行動への考察につながっていきます。また「漫画」という表現方法を用いたことで、登場人物が置かれた状況や気持ちが疑似体験しやすくなり、想像力と共感力を高められるようになっています。

この教材は、プラス・アーツと、国連に公認された子ども支援の国際NGOセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが共同で開発しました。東日本大震災の被災地である岩手県と宮城県の学童保育施設や児童館の子ども

たちと指導員を対象とした防災研修を共に行った際、子どもたちから災害時に役立ったさまざまな知恵や工夫の話を聞きました。被災者の教訓から学ぶ重要性を再認識した私たちは、50名の方たちにインタビューを行い、「困ったこと」「たいへんだったこと」「工夫してしのいだこと」などをお聞きしました。この体験談をもとに制作した「とっさのひとこと」はプラス・アーツのホームページから無料でダウンロードできます(下記参照)。東日本大震災の教訓を次の災害への備えに活かすための教材としてぜひご活用ください。

防災教育教材「とっさのひとこと」



【特徴】

- ①東日本大震災の被災体験を反映
- ②「漫画」という親しみやすいツール
- ③対象者が主体的に参加できる
- ④学校、イベント、ワークショップなどさまざまな場で使用可能
- ⑤無料でどなたでも入手可能

【問い合わせ先】

公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
TEL 03-6859-6869
MAIL drr-tossa@savechildren.or.jp
NPO 法人プラス・アーツ
TEL 03-5655-2369
MAIL tokyo@plus-arts.net
ダウンロードはこちら
<http://www.plus-arts.net/tossa/>



ワークショップ「非常持ち出し袋に入れるものについて考える」の様子

先生方は、生徒が将来地域における防災のリーダーになれるように中学校で学び、巣立ってほしいという願いをもっており、「とっさのひとこと」の活用がその一助となることを期待されます。(公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)

矢本第二中学校は1階が津波で浸水し被災した生徒が多くいます。「とっさのひとこと」は、「震災を体験した生徒には物足りない気がします」という先生の意見がありました。一方で、生徒同士また生徒と先生の間で震災についてあまり話す機会がなかった中、「あの時あれがあったら助かった」と、体験をもとにした意見交換がしっかり行われていてよい雰囲気だった。「自らの経験を思い出し考えを表現している姿やアイデアを積極的に出す姿が見られた」など、体験を共有できてよかったという意見もありました。

授業後の生徒へのアンケートでは、95%が「ためになった」と答え、「こんなことはめずらしい」と先生からお聞きしました。「漫画だったから分かりやすかった。自分でみさきちゃん(登場人物)の言ったことを考えるのが楽しかった」「防災に対する意識が高くなりました」「東日本大震災で学ぶことができた教訓をこれから起こるかもしれない災害に生かしていきたい」など、生徒の感想から、防災について楽しみながら学び、東日本大震災の教訓を生かしていくという本教材の意図が伝わったと思われました。

学びの場 宮城県東松島市立矢本第二中学校

マニュアルを作り定期的に訓練もしていますが、防災対策はこれでいいのか不安です。

被害想定など科学的知見を踏まえた内容になっているか検証してみましょう。

子どもたちが園や学校にいる時間帯に災害が起きることを想定し災害時の行動マニュアルの作成や様々な訓練を実施していることと思います。ここで、さらに防災力を上げるためにすべきことをお伝えします。まず、自治体で作成しているハザードマップでその地域の災害特性、地域防災計画等から被害想定を確認します。たとえば、その施設で地震による影響が大きくなる最大震度が6クラスであれば、行動マニュアルや訓練が震度6クラスに対応する内容になっているかを検証します。このとき、Eーディフェンスなどの震動実験映像等を参考に震度6クラ

Eディフェンスの振動実験映像

ハザードマップ



地域防災計画

イラスト：井塚 剛

スガもたらず被害のイメージを職員で共有しておくことが重要です。過去の被災状況から施設・設備への影響、職員や子どもへの負傷程度、保護者の帰宅困難度、医療機関、流通、避難所などを考察します。私が園や学校の取り組みで不安に思うのが、多くの施設でその地域の最大震度が大きいにも関わらず、対策や訓練が震度3〜4レベルの内容であるという実態です。甘い想定で実施しては想定

外の事案をもたらずだけに解決策に成り得ないということですが。避難訓練の前に、全員が生きていて行方不明者も負傷者も数人という想定で間違いか、安全な環境の構築など取り組むべき対策の優先順位や重要度を明らかにして、向き合ひましょう。

外の事案をもたらずだけに解決策に成り得ないということですが。避難訓練の前に、全員が生きていて行方不明者も負傷者も数人という想定で間違いか、安全な環境の構築など取り組むべき対策の優先順位や重要度を明らかにして、向き合ひましょう。

危機管理教育研究所 危機管理アドバイザー
 国崎 信江（くにさき のぶえ）
 阪神・淡路大震災を機に、女性の視点を生かして自然災害から子どもを守るための研究を始める。防災・防犯関連の著作、講演のほか、内閣府・文部科学省など多くの防災関連の専門委員も務めている。

もし、一日前に戻れたら...

シリーズ「一日前プロジェクト」第30回
 東日本大震災（平成23年3月）

お財布、保険証、おくすり手帳
 ……いつものバッグが身の助けに
 （福島県新地町 60代 女性 主婦）

地震が起きたとき、すぐに「逃げなければ」と思いました。避難場所は指定されていたので迷いませんでした。それでも、避難するとき私が持っていたのは、いつも使っている小さなバッグだけでした。家を飛び出すときに、なぜか「そうだ！ 免許証！」とだけはひらめいて、このバッグと一緒にあわてて持ち出したのですが、ほかのことは何一つ考えられませんでした。本当に着の身着のまま、夢中だったのです。避難後、家はまるごと津波に流されてしまいましたか

ら、手元にはこのバッグ以外残りませんでした。ただ、この中にお財布、保険証、診察券、おくすり手帳などが入れっぱなしになっていたのが幸いでした。薬自体は持ち出せませんでした。後から病院に行き、処方してもらうことができました。保険証や免許証は身分証明書代わりにもあり、後々本当に役に立ちました。大事なものはひとまとめにしておく、いざというときにさっと持ち出せると思います。欲を言えば、お財布の中にもう少し多めに現金を入れておけばよかったかも。ただし、いったん逃げたら、お金をとりに家に戻ったりしては絶対にいけません。それで亡くなった人がたくさんいるのですから。

被災者の体験談を聞く事ができる『一日前プロジェクト』は下記HPでも見ることが出来ます。家庭はもちろん、地域や職場等、さまざまな話が掲載されていますので、企業の「社内報」や地域での「広報」に幅広く活用してください。

私たちは未来の防災戦士

宮城県気仙沼市立階上(はしかみ)中学校は東日本大震災の教訓を生かし、「知る」、「備える」、「行動する」を視点とした実効性のある防災学習に取り組んでいる。

宮

城県気仙沼市は東日本大震災による津波で深刻な被害を受け、死者・行方不明者は1300名を超えた。気仙沼市立階上中学校(生徒数121名)は震災後に生徒、卒業生、地域住民などに対してアンケートを行った。その結果には、「津波が来てもらいたくない」と思っている人が多かった。また、「自分で判断せず、周りをみて判断してしまった」、「家族を心配して家に戻った」など、津波への危機意識、自助の認識不足を示す回答が多く見られた。

『震災の反省から、『ここには津波は来ないだろう』、『自分は助かるだろう』といった『思いこみ』を正し、自分の命は自分で守るという『自助』の力を毎年養っていく防災学習を実行することにしたのです』と階上中学校教諭の戸羽康幸さんは言う。

階上中学校は震災前、「自助」、「共助」、「公助」をテーマに1年毎に実施してきた防災学習を、「自助」、「自助・共助」、「自助・公助」と見直し、「自助」を基盤に、3年サイクルで学べるように

した。さらに、「知る」(正しい知識・技能を身につける)、「備える」(正しい知識をもとに、日頃から準備をする)、「行動する」(頭だけの理解ではなく、行動へと結びつける)といった視点も取り入れている。

そうした取り組みを『私たちが未来の防災戦士』、『自助』『自助・共助』『自助・公助』の学びと『つながり』の大切さを通して」という名で、2012年度防災教育チャレンジプランに応募、採択された。

初年度は「自助・共助」をテーマにした防災学習が行われた。例えば、階上中学校の学区内にある11の自治会との合同避難訓練である。この訓練では、自宅や地域にいる時に地震が発生したことを想定して、生徒は地域住民と各地域



気仙沼市立階上中学校の防災学習
自治体との合同避難訓練(上段左)、ショート避難訓練で教室の机の下に避難(上段右)、防災マップの作成(下段左)、体育館での避難所設営訓練(下段右)

の避難所に避難。生徒はそこで、避難者リストの作成や避難者一覧表の掲示などに取り組み、地域の人と助ける側としての訓練も行われた。また、校内では「ショート避難訓練」も実施している。その内容は、授業時間、休み時間などに予告せずに緊急地震速報を流し、生徒はその場の状況に応じて、頭を隠す、あるいはガラス窓から離れるといった身の安全を守る行動をするといった訓練である。この他にも、校庭に設営されている仮設住宅の住人との合同避難訓練、避難所設営訓練、防災マップ作成などにも取り組んでいる。

「地域住民の方々からは『階上中学校は防災学習に非常に熱心』という評価を頂いており、それが地域住民の方々の防災意識の向上にもつながっていると考えております」と戸羽さん。

こうした訓練の成果は実際にも現れている。

2012年12月7日の夕方に地震が発生し、津波警報が発表された時、部活動で校内にいた約50名の生徒が体育館に集合し、訓練通りに避難所設営を始めた。帰宅していた生徒の何名かも自主的に登校し、避難所設営に参加している。体育館には300名を超える避難者が集まったが、生徒は避難者一覧表の作成、畳やイスによる避難スペースの確保、毛布の配給などに落ち着いて取り組んだ。

その後、2013年度は「自

防災リーダーの一言

戸羽康幸 (とば・やすゆき) ●気仙沼市立階上中学校教諭

防

災学習は防災の知識を得ることだけが目的ではありません。マニュアルに書いてあるから、その通りに覚えて行動するのではなく、なぜ、そのように行動する必要があるのか、他にもっと良い方法はないかといったことを考えられる力を育てることが大切です。

また、生徒の「人間力」を伸ばすことも考えて防災学習を実行しています。人間力とは人生をより良く生きるための力です。その意味では、防災学習をきっかけに他の学校や団体と接する機会が増えたことで、生徒は自分の考えを他の人に伝えるというコミュニケーション能力を高められたと感じています。

本校の防災学習は今後も、「自助」、「自助・共助」、「自助・公助」というテーマを3年サイクルで行っていく予定です。過去の焼き直しとにならないように工夫しながら継続していきたいと考えています。

助・公助」、今年度は「自助」をテーマにして、防災学習を実施。そして、その地域と密接に連携した取り組みなどが高く評価され、2014年2月に防災教育チャレンジプラン「防災教育大賞」を受賞した。

「生徒の間では、防災学習は本校の伝統で、引き継いでいくものという意識が高まっています。震災の経験を生かして風化させないためにも、今後、隣の小学校や地域の方々との活動をさらに増やし、より多くの人が同じ意識をもって防災活動に取り組めるようにしていきたいです」と戸羽さんは言う。

(写真提供 気仙沼市立階上中学校)

『ぼうさい』夏号 [No. 75]

平成26年6月3日発行 [季刊]
<http://www.bousai.go.jp/kouhou/>

●編集・発行

内閣府 (防災担当) 普及啓発・連携参事官室
〒100-8914
東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎第8号館
TEL:03-5253-2111 (大代表)
FAX:03-3581-7510
URL: <http://www.bousai.go.jp>

新しい住所になりました

●編集協力・デザイン

株式会社ジャパンジャーナル
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町 2-4-6
エフアンドエフロイヤルビル 7F
TEL: 03-5298-2111 (代表)
URL: <http://www.japanjournal.jp>

●印刷・製本

敷島印刷株式会社
printed in Japan

『ぼうさい』秋号は平成26年9月発行の予定です。

編集後記

休日を利用して、江東区有明の東京臨海広域防災公園内「そなエリア東京」(防災体験学習施設)を見学・体験した。

施設の目玉、「東京直下72h TOUR」はマグニチュード7.3、最大震度6強の首都直下地震の発災から避難までをニンテンドーDS®を使ったクイズに答えながら、生き抜く知恵を学ぶ防災体験学習ツアーだ。

最後にひとり一人のスコアがわかる仕組みとなっており、子どもから大人まで楽しみながら学べる施設となっている。

広大な園地(発災時はヘリポートとして利用可能な場外離着陸場等として活用)も隣接しており、風が心地よいこの季節、家族でピクニックや運動等を楽しみながらの見学もお勧めです。

ご意見・ご感想を、内閣府(防災担当)広報誌「ぼうさい」担当宛で、はがき、FAX、メールにてお寄せください。

東日本大震災 復興支援の情報サイト



各ホームページに、東日本大震災により被災された方、そして支援をお考えの方に役立つ情報が掲載されています。

日本政府を通じた東日本大震災義援金受付

皆様から寄せられた義援金は、地方公共団体を通じて、被災者の方々へ届けられます。

全国の銀行、信用金庫、郵便局から
指定口座「東日本大震災義援金政府窓口」
へお振込み下さい。

受付期間

平成23年4月5日(火)から平成27年3月31日(火)まで

<http://www.cao.go.jp/gienkin/>

復興庁

復興庁は、復興に関する国の施策の企画、調整及び実施、また、地方公共団体への窓口と支援等を担う組織です。
ホームページでは、復興交付金制度や被災者支援関連情報、また現地の取組や関連資料などの最新情報が入手できます。

<http://www.reconstruction.go.jp/>

「復旧・復興支援制度情報」のページ

国や地方公共団体が東日本大震災の復旧・復興のために整備している支援制度の検索サイトです。
様々な支援制度を横断的に検索し、条件にあったものをすばやく探すことができます。
県外避難している方からの相談にも、県名や市町村名から簡単に調べてご案内いただけます。

個人向け、事業者向け、それぞれの最新支援制度情報が確認でき、
フリーキーワード、支援の種類やカテゴリ選択による絞り込みも可能です。

<http://www.r-assistance.go.jp/>

震災から復興へのあゆみ



<http://www.gov-online.go.jp/cam/fukko/ayumi.html>

<http://www.gov-online.go.jp/cam/fukko/index.html>

政府では、インターネットを通じて震災からの復興状況をお知らせしています。
岩手県、宮城県、福島県を中心に、
復興に向けて歩む方々の声や取り組みを紹介するテレビ・ラジオ番組を視聴できるほか、
各地で撮影された写真、関連サイトへのリンク、生活や事業の再建に役立つ情報にもアクセスできます。